

# 特定温室効果ガス排出量の 算定上の注意点について



# 目次

1. 排出量算定上のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・スライド 3
2. 事業所範囲についての事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・スライド 4
3. 監視点の把握についての事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・スライド 7
4. エネルギー使用量の把握についての事例・・・・・・・・・・スライド 11





# 1. 排出量算定上のポイント

## (1) 事業所範囲を正しくとらえる

- ・所有者、主たる使用者が同一の隣接又は近接する建物、施設

## (2) 事業所内の監視点を網羅する

- ・テナント設置の監視点の把握
- ・追加設置の監視点の把握

## (3) エネルギー使用量を正しく把握する

- ・購買伝票等の使用量単位、購入年度の読み取り

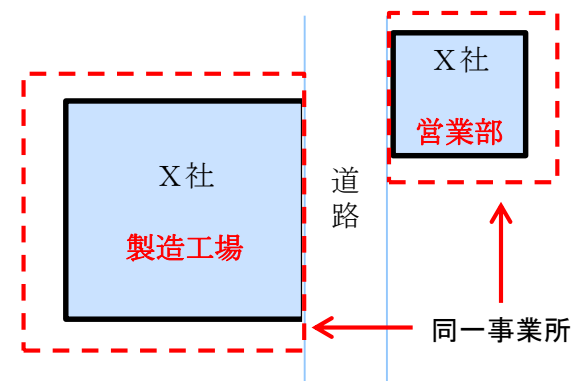


## 2. 事業所範囲についての事例①

### ～事業内容が異なる建物の見落とし～

#### 【事例】

- ・ 主たる業務が製造部門である事業所
- ・ 近接する建物は同一事業者が所有する建物ではあるが、営業部門が使用
- ・ 主たる業務で使用していない建物で、受電点も別であることから、事業所範囲に含まれないと誤認識した。



#### 【考え方】 GL(P18:第2部第2章1(5))

- ・ 事業内容の共通性の有無によらず、所有者及び主たる使用者が共通する隣接・近接の建物(住宅は除く。)は、同一の事業所範囲に含まれる。

#### 【見落としを防ぐために】

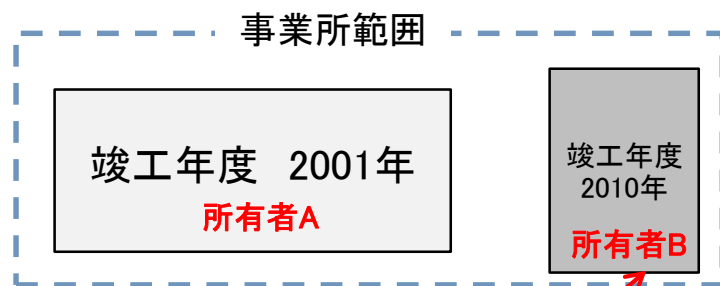
- ・ 周辺に別事業部の管理する施設や建物等がありませんか？
- ・ 固定資産の名寄帳等で所有(使用)建物を網羅的に把握していますか？

## 2. 事業所範囲についての事例②

### ～所有者が異なる建物の見落とし～

#### 【事例】

- 一つの敷地に所有者の異なる建屋が複数あり、受電点も別であった。また、竣工年度も異なることから別の建物であると判断した。
- 現地確認を行ったところ、建築基準法の確認申請では全ての建屋が増築扱いで、1棟の建物の範囲に含まれることが判明した。



建築基準法の確認申請では増築となっていた。

#### 【考え方】 GL(P14:第2部第2章1(2))

- 外観や担当者へのヒアリングのみで判断せず、建築基準法上の確認申請、計画通知又は不動産登記を用いて一つの建物の範囲を確認する。

#### 【見落としを防ぐために】

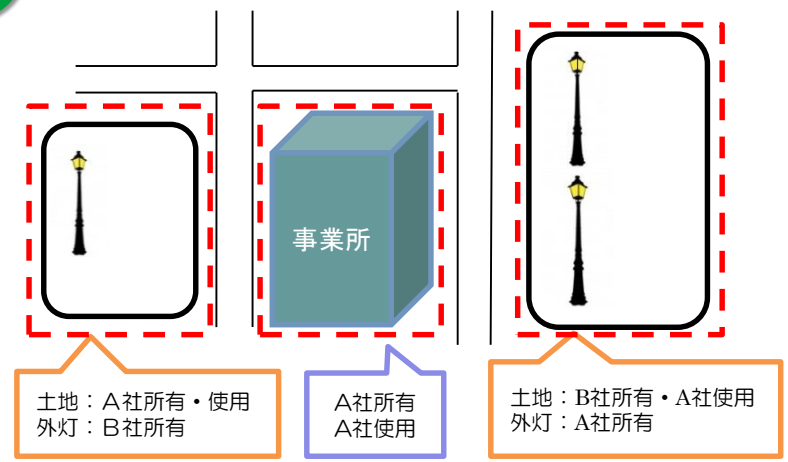
- 周辺に竣工年度が異なる建屋はありませんか？
- 建築基準法の確認申請等で、建物の範囲を確認しましたか？



## 2. 事業所範囲についての事例③ ～平面駐車場の見落とし～

### 【事例】

- ・ 事業所の近隣する敷地を事業所の平面**駐車場**として使用
- ・ 建物がなかったため、事業所範囲に含めていなかった。



### 【考え方】 GL(P19:第2部第2章1(5)(イ)c)

- ・ 原則として、外灯付平面駐車場などは、施設に該当するため、共通する所有者が存在する場合に同一事業所範囲に含まれる。
- ・ 駐車場等の利用状況や土地の所有者から事業者の一体性がない場合は一つの事業所としない。

※事業所内の建物と受電点が共有され、かつ、当該施設の電力使用量が原油換算15kl未満／年の場合、エネルギー管理の連動性がないことから、事業所範囲から除外することも可能

### 【見落としを防ぐために】

- ・ 周辺に自社所有の施設はありませんか？
- ・ 周辺に自社所有の土地を駐車場にしていますか？

# 3. 監視点の把握についての事例①

## ～テナント契約の監視点の見落とし～

### 【事例】

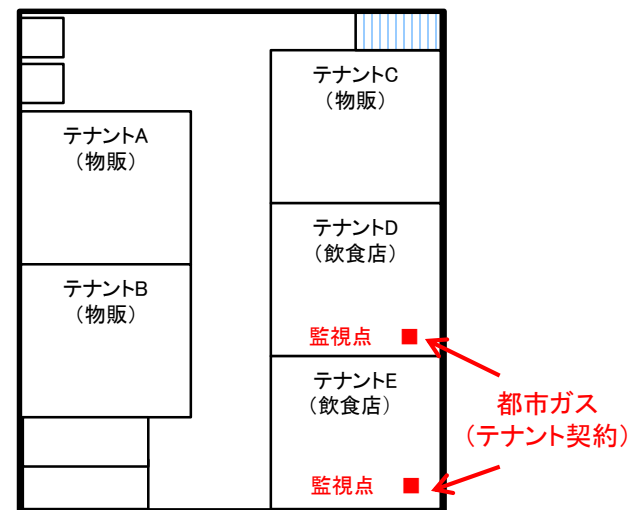
- ・ 事業所内のテナント事業者が都市ガスの使用を供給会社と直接契約
- ・ 建物所有者がテナントの個別契約状況を把握せず、算定に含めるべき監視点を見落とした。

### 【考え方】 GL(P44:第2部3章1(4))

- ・ テナント事業者が個別に直接契約した監視点及びその使用量を把握する。  
(テナント事業者からの報告体制を構築する。)
- ・ 算定対象年度内に退去したテナント事業所の使用量も把握する必要がある。

### 【見落としを防ぐために】

- ・ 都市ガスについて、テナント事業者の個別契約の有無が把握できていますか？
- ・ ガス配管図(又は衛生配管図等)は最新のものになっていますか？
- ・ 全てのテナント事業者に、使用量の把握及び削減に協力していただいていますか？



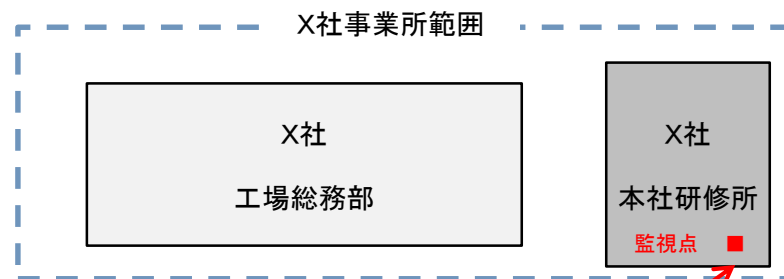


# 3. 監視点の把握についての事例②

## ～追加設置の監視点の見落とし～

### 【事例】

- ・ 事業所内にLPGを追加設置
- ・ 追加設置を排出量算定の担当者が把握できず、監視点を見落とした。



LPG  
(追加設置)

### 【考え方】 GL(P44: 第2部第3章1(4)～)

- ・ 事業所内で使用している燃料等について、事業所内のどこで供給を受けているのかを把握する。
- ・ テナント事業者等が個別に設置した燃料の見落としがないよう、事業所内での管理体制を構築する必要がある。

### 【見落としやすい監視点】

- ・ 物品として購入されたLPG
- ・ テナント等事業者が独自に設置した非常用発電機
- ・ 建物管理者が構内作業用として持ち込んだガソリン、軽油

### 【見落としを防ぐために】

- ・ テナントや他部署の管理する区域にある監視点(燃料設置)を網羅できていますか？





# 3. 監視点の把握について事例③

## ～追加設置した監視点の見落とし～

### 【事例】

- ・敷地内でイベント開催時に可搬式LPGを使用
- ・可搬式であることや、一時的に使用したものであったため、監視点として見落としした。

### 【考え方】 GL(P44:第2部第3章1(4)～)

- ・仮設用に使用した燃料も算定対象となる。
- ・可搬式のLPGも監視点の対象となる。  
(高圧ガス保安法の対象の容器の置き場※)



高圧ガス保安法対象容器の刻印、塗装  
(一社)兵庫県LPガス協会HPより

※カセットコンロ用のボンベ等、高圧ガス保安法施行令第2条第3項で定める高圧ガスに係るものを除く。

※イベント時の調理を目的とした可搬式のLPG 容器を複数使用する場合、以下の条件を満たした場合に限り、燃料等使用量監視点を特定できないものとすることができる。

【LPG 容器を使用した店舗数×イベント等の延べ開催時間 < 600】

### 【見落としを防ぐために】

- ・各法の届出不要規模のLPGは、事業者自身による把握が重要となります。
- ・購買記録の確認、目視確認、関係者へのLPG使用の有無のヒアリング等を行いましたか？

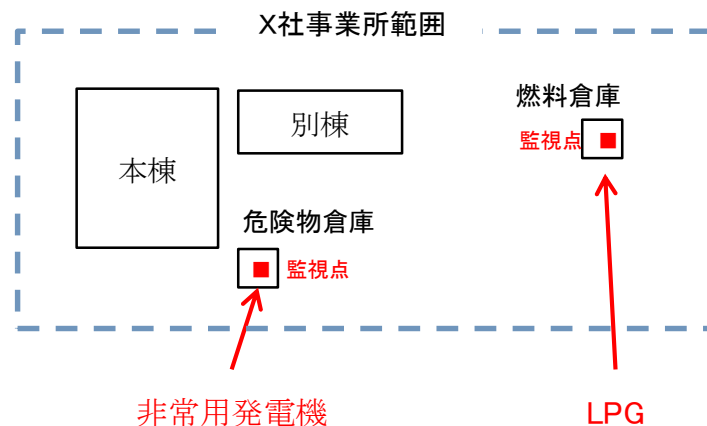


# 3. 監視点の把握について事例④

## ～使用頻度の低い監視点の見落とし～

### 【事例】

- 使用頻度の低い非常用発電機や燃料倉庫にあるLPGの存在が見落とされていた。



### 【考え方】 GL(P44:第2部第3章1(4)～)

- 常時使用しない事業所内の燃料等も網羅する。
- 燃料タンクの容量がA重油:400リットル、軽油・灯油:200リットル以上※の場合、東京都火災予防条例による届出対象となるため、監視点として把握する必要がある。

※予備タンク、ドラム缶等がある場合はその合計

### 【見落としを防ぐために】

- 特に事業所範囲が広く、多数の建物からなる事業所では、場内に少量危険物貯蔵取扱所等の表示している箇所はありませんか？



# 4. エネルギー使用量の把握についての事例①

## ～購買伝票に関する誤り～

### 【事例】

- 異なる2社からLPGの供給を受け、算定報告書へその使用量を全て体積(m<sup>3</sup>)として計上した。
- しかし、1社の購買伝票の使用量単位が重量(t)だったため、排出量を誤って算定した。

LPGご使用量伝票 202X年5月分  ●●株式会社様 ご使用量: <b>123t</b>  (株)▲▲ガス	納品書 202X年5月10日  ●●株式会社様 LPG <b>20m<sup>3</sup></b>  (株)▲▲ガス
--	---

### 【考え方】

- LPGの契約では、その使用量が体積(m<sup>3</sup>)によるものと、重量(kg又はt)によるものがある。
- 購買伝票等に記載されている単位を十分確認した上で、算定報告書へ使用量を転記する。

### 【見落としを防ぐために】

- 購買伝票等に記載されている使用量の単位を確認して計上していますか？





# 4. エネルギー使用量の把握についての事例②

## ～購買伝票に関する誤り～

### 【事例】

- ・ 熱供給事業者からの購買伝票に蒸気使用量として2種類の記載があった。
- ・ しかし、排出量算定では蒸気の直接使用分を見落とし、算定に含めなかった。

蒸気ご使用量伝票  
202X年5月分

●●株式会社様

蒸気使用量: 1000t  
蒸気直接利用: 20t

(株)▲▲地域冷暖房

### 【考え方】 GL(P45: 第2部第3章2(1)～)

- ・ 排出量算定では燃料等の使用について漏れなく把握する必要がある。
- ・ 熱供給事業者の供給する「熱」には、蒸気、直接使用蒸気、温水、冷水、中温水等、様々な形態があるため、購買伝票で漏れなく把握する。

### 【見落としを防ぐために】

- ・ 購買伝票に記載されている使用量で見落とししているものはありませんか？

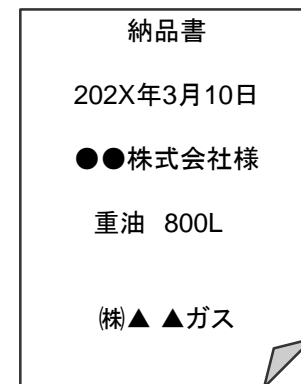


# 4. エネルギー使用量の把握についての事例③

## ～購買伝票に関する誤り～

### 【事例】

- ・ 非常用発電機の重油を、購入した翌年度に使用
- ・ 算定書では、購買伝票ではなく、非常用発電機用の運転記録を確認し、重油を使用した年度にその使用量を計上したため、年度排出量を誤って算定した。



### 【考え方】 GL(P53:第2部第4章2(2))

- ・ 燃料等使用量は『**購買伝票等により把握した燃料等の購買年月にその購買量を計上**』して排出量を算定
- ・ 算定に用いる年間燃料等使用量は、各年度の4月～3月分の購買伝票等の合計値
- ・ 非常用発電機の燃料など、常時購買するものではない監視点は、購買の見落としや計上する年月に注意する。

### 【見落としを防ぐために】

- ・ 購買伝票に記載された年月の見間違いはありませんか？
- ・ 購入実績を正しく把握していますか？

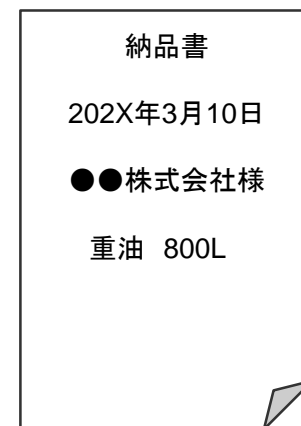


# 4. エネルギー使用量の把握についての事例④

## ～購買伝票に関する誤り～

### 【事例】

- 供給事業者の担当者が私印を用いて作成した資料を誤って購買伝票等として扱い、検証を実施した。
- 昼間及び夜間電力の確認のため、供給事業者の担当者が作成した資料を誤って購買伝票として扱い、検証を実施した。



### 【考え方】 GL(P54:第2部第4章2 購買伝票等とは)

- 購買伝票とは、「2者間の取引又は第三者等への証明に用いられる書面等及び電磁的記録」を指す。
- 文書作成ソフト等で作成した書類に営業担当者の押印のみの書類は認められない。

### 【見落としを防ぐために】

- 一定期間保管することが法令により義務付けられている書類を確認していますか？
- 購入実績を正しく把握していますか？





# 4. エネルギー使用量の把握についての事例④

## ～購買伝票に関する誤り～（補足）

「購買伝票等」とは「2者間の取引 又は第三者等への証明 に用いられる書面 等及び電磁的記録」を指す（2021年4月GL改正）。

### <電磁的記録について>

- 供給事業者がWebページ上で提供する会員限定サービスの検針情報・領収情報・使用量実績等を想定したもの。  
⇒Web画面のハードコピー（印刷）、PDF出力等

### <証明書類について>

- 供給事業者が責任をもって証明する内容であること（供給事業者が発行者であること）。
- 白紙の用紙等から文書作成ソフトにより作成するものについては、供給事業者が発行者であることを証すること。

※やむを得ない事情により、発行者を証することができない場合は、社印の押印、責任者の押印その他の東京都が認める方法によることも可能とする。



電力ご使用量のお知らせ

2021年3月分

ご契約者名 株式会社 □□□  
ご使用場所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
ご契約電力 2,000kW  
ご使用期間 2021年3月1日～2021年3月31日

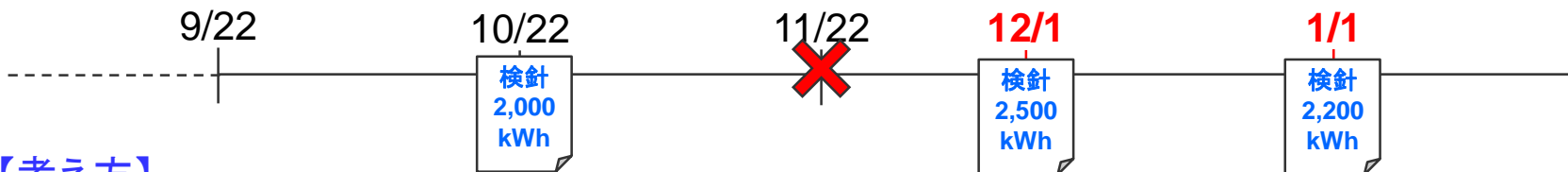
時間帯区分	その他季昼間	夏季昼間	ピーク	夜間
ご使用量	550,000kWh	0kWh	150,000kWh	500,000kWh
	全日		有効	無効
ご使用量	1,200,000kWh		800,000kWh	43,000kvarh
うち昼間	800,000kWh			
うち夜間	400,000kWh			

# 4. エネルギー使用量の把握についての事例⑤

## ～電力会社の検針日変更の対応～

【事例 11/22の購買伝票が発行されない場合】

・12月より電力会社の検針日が毎月22日から1日に変更された。この場合の月ごとの電力使用量はどのようにすればよいか。



【考え方】

① 9/22～10/21の使用量を10月分としている事業所 ⇒ 「10/22～11/30」を11月分の使用量とする。

算定対象期間	9/22～10/21	10/22～11/30	12/1～12/31
算定月※	10月分	11月分	12月分
算定量(kWh)	2,000	2,500	2,200

② 9/22～10/21の使用量を9月分としている事業所 ⇒ 「10/22～11/30」の使用量は10月分と11月分に相当する。この場合、どちらかの月の使用量を「0」とし報告する。

報告例

算定対象期間	9/22～10/21	10/22～11/30	12/1～12/31	
算定月※	9月分	10月+11月分	12月分	
算定月	9月	10月	11月	12月
算定量(kWh)	2,000	0	2,500	2,200

※特定温室効果ガス算定報告書の「(5)燃料等使用量」で使用量として報告する月

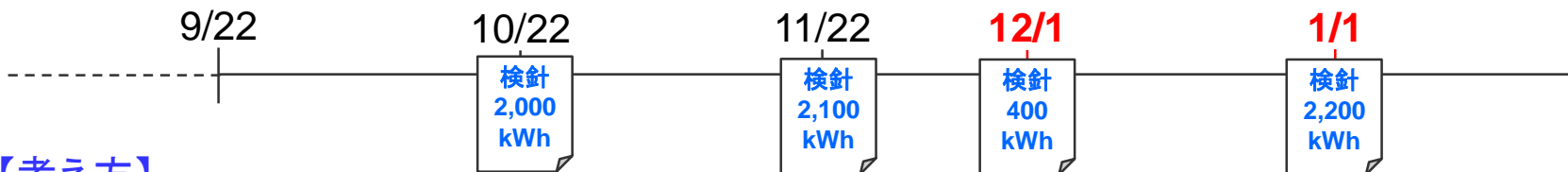


# 4. エネルギー使用量の把握についての事例⑥

## ～電力会社の検針日変更の対応～

【事例 11/22の購買伝票が発行される場合】

・12月より電力会社の検針日が毎月22日から1日に変更された。この場合の月ごとの電力使用量はどのようにすればよいか。



【考え方】

③ 9/22～10/21の使用量を10月分としてる事業所 ⇒ 「10/22～11/30」を11月分の使用量とする。

算定対象期間	9/22～10/21	10/22～11/30	12/1～12/31
算定月※	10月分	11月分	12月分
算定量(kWh)	2,000	2,500 (2,100+400)	2,200

④ 9/22～10/21の使用量を9月分としている事業所 ⇒ 「10/22～11/21」の使用量は10月分とし、「11/22～11/30」を11月分の使用量とする。

算定対象期間	9/22～10/21	10/22～11/21	11/22～11/30	12/1～12/31
算定月※	9月分	10月分	11月分	12月分
算定月	9月	10月	11月	12月
算定量(kWh)	2,000	2,100	400	2,200

報告例

※特定温室効果ガス算定報告書の「(5)燃料等使用量」で使用量として報告する月





# 参考資料

## ・各種ガイドライン

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large\\_scale/rules/cat9740/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules/cat9740/)

## お問合せ先

東京都環境局 気候変動対策部 総量削減課  
「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

〒163-8001

新宿区西新宿二丁目8番1号都庁第二本庁舎20階南側

窓口時間： 9:00～17:45

電話： 03-5388-3438

メール： ondanka31@ml.metro.tokyo.jp



ゼロエミッション東京の実現に向けて

TIME TO ACT

—今こそ行動を加速する時—

